

新型コロナウイルスの影響で、

経営にお困りの中小企業の皆様へ

「不況対策資金」が利用できます。

【4つのメリット】

信用保証料	川崎市が50%補助
融資利率	年1.7%以内の固定金利
融資限度額	8,000万円
最長10年	長期返済で毎月の返済負担を軽減

詳しくは裏面をご覧ください。

川崎市信用保証協会

## 川崎市中小企業融資制度

### 不況対策資金(5年型・10年型)※

新型コロナウイルスに関連した感染症の影響により、経営に支障が生じている場合で以下の要件に該当する方は「不況対策資金」をご利用いただけます。

	5年型	10年型
要件	①最近3か月間又は6か月間の月平均売上高、平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて減少している。 ②主要な取引先からの最近3か月間又は6か月間の月平均受注額が、前年又は前々年の同期と比べて減少している。 ③為替変動の影響により、最近3か月間又は6か月間の月平均売上高が前年又は前々年の同期と比べて10%以上減少している。又は平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて5%以上減少している。 ④取引先の支払条件が変わり、資金繰りが困難になっている。	
融資限度額	3,000万円	8,000万円
融資期間	5年	10年
融資利率	要件①②④ ③ 年1.5%以内 年1.4%以内	要件①②④ ③ 年1.7%以内 年1.6%以内
信用保証料率	年0.450%~0.950%(市助成後)	
必要書類	取扱金融機関による確認書(第3号様式)	

※「不況対策資金」の制度内容等については、川崎市のホームページをご覧ください。

当協会は、令和2年1月29日から「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置していますので、お気軽にご相談ください。

#### 【問い合わせ先】

川崎・幸・中原区担当  
企業支援課  
住所 川崎市川崎区日進町1-66  
電話 044-211-0501

高津・多摩・宮前・麻生区担当  
北支所企業支援課  
住所 川崎市高津区坂戸3-2-1  
かながわサイエンスパーク西棟407号  
電話 044-850-0055